

令和8年長野県農作物盗難防止強化期間 実施要領

1 目的

近年、農作物の盗難は県内外において発生しており、本県においては令和6年から農作物盗難防止強化期間を設け、啓発活動を行うこと等により、抑止力が高まり、農作物盗難件数の減少につながっている。しかし、被害は根絶されていないことから、本年も実施期間を設定し、県下全域で県と警察本部が連携した啓発、巡回等を実施することで、農作物盗難の抑止力を高め、農作物盗難被害を未然に防ぐ。

2 主催

長野県農政部、長野県警察本部

3 実施期間

啓発活動期間 令和8年7月1日（水）から11月30日（月）まで

4 啓発活動機関

長野県農政部（本庁各課、農業農村支援センター）、長野県警察本部、市町村、JA、NOSA I長野、JA全農長野、長野県青果移出商業協同組合連合会、（一社）長野県原種センター、（一財）長野県果樹研究会、長野県青果卸売市場連合会、長野県園芸作物生産振興協議会（うまいくだもの推進部会）

5 主な実施事項

（1）県農政部園芸畜産課が中心となり実施する事項

実施事項	実施内容
セレモニーによる啓発	期間開始時に、農地巡回等を実施
広報誌等による啓発	新聞、広報誌、ラジオ等のメディアを活用した啓発
関係団体と協力した啓発	ホームページ、関係団体と連携した研修会等のあらゆる機会をとらえて啓発を実施
チラシ等による啓発	農作物盗難防止啓発資材の作成及び関係団体、現地機関等への配布（のぼり、マグネットステッカー、チラシ）

（2）県農業農村支援センター、市町村及びJA等が中心となり実施する事項

実施事項	実施内容
標示板等の掲示	・庁舎入口等へののぼり旗の掲示
巡回車、広報誌、チラシによる啓発	・マグネットステッカーを貼付した公用車等での巡回によるパトロール ・生産者、関係団体等へのチラシの配布
有線放送等による啓発	・ホームページ、広報誌、有線放送等を活用した啓発活動
講習会等での啓発	・講習会等、生産者が集うあらゆる機会をとらえて啓発を実施

（3）県警が中心となり実施する事項

実施事項	実施内容
農作物の盗難防止に関する助言及び情報発信	・広報誌への盗難対策の啓発記事の寄稿 ・盗難対策の相談対応 ・長野県警察安全安心アプリ「ライポリス」等を活用した盗難防止対策等の積極的な発信
巡回による啓発	・パトロールによる盗難防止の巡回啓発

